

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１項、第４項及び第７項の規定により執行した監査の結果について、同条第９項の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和２年９月２９日

奈良県監査委員	斎藤 信一郎
同	森田 康文
同	田尻 匠
同	小林 誠

なお、監査執行者は次のとおりです。

監 査 委 員	委 員 実 地 監 査 実 施 日
斎 藤 信一郎	令和２年３月１１日 ～ 令和２年８月２５日
森 田 康 文	令和２年３月１１日 ～ 令和２年８月２５日
西 川 均	平成２年３月１１日 ～ 令和２年７月３日
和 田 恵 治	平成２年３月１１日 ～ 令和２年７月３日
田 尻 匠	令和２年７月４日 ～ 令和２年８月２５日
小 林 誠	令和２年７月４日 ～ 令和２年８月２５日

監 査 結 果 報 告 書

令和 2 監査年度 第 1 回

(令和 2 年 3 月～ 8 月定期監査)

(令和 2 年 3 月～ 8 月財政的援助団体等監査)

令和 2 年 9 月

奈 良 県 監 査 委 員

目 次

第1 定期監査

1	監査の実施方針	1
2	監査における重点事項	1
3	委員実地監査実施日	1
4	監査対象機関	1
5	監査の結果	3
(1)	部局別指摘事項等件数一覧	3
(2)	指摘事項等の内容別	5
(3)	所属別	9
	ア 本庁	
	知事公室	9
	総務部	1 1
	地域振興部	1 5
	観光局	1 9
	福祉医療部	2 0
	医療・介護保険局	2 3
	こども・女性局	2 4
	くらし創造部	2 5
	景観・環境局	2 7
	産業・雇用振興部	2 7
	農林部	3 1
	県土マネジメント部	3 6
	まちづくり推進局	3 9
	会計局	4 0
	水道局	4 0
	議会事務局	4 0
	教育委員会	4 1
	行政委員会	4 6
	警察本部	4 6
	イ 出先機関	
	地域振興部	4 7
	福祉医療部	4 8
	医療政策局	4 9
	こども・女性局	4 9
	くらし創造部	5 0
	産業・雇用振興部	5 0
	農林部	5 1
	県土マネジメント部	5 2
	まちづくり推進局	5 2

教育委員会 -----	5 3
警察本部 -----	6 0
ウ 参照資料 -----	6 1
第2 財政的援助団体等監査 -----	6 5
1 監査の実施方針 -----	6 5
2 監査実施状況 -----	6 5
3 監査の結果 -----	6 5
4 監査実施団体の概要及び監査の結果 -----	6 6
奈良県土地開発公社 -----	6 6
奈良県道路公社 -----	6 8
(公財) 奈良県生活衛生営業指導センター --	7 0
(一財) 奈良県健康づくり財団 -----	7 2
奈良マラソン実行委員会 -----	7 4
(株) 東急コミュニティー -----	7 5

第1 定期監査

1 監査の実施方針

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象として、これらが、法令、条例等の規定に沿って適正に行われているか、経済性、効率性、有効性の観点から適切に行われているかを主眼として、県民目線に立ち、公正で実効性のある監査を実施した。

2 監査における重点事項

監査リスクの高い事項や監査上の重要性を考慮して、重点的かつ効率的な監査を実施するため、令和2監査年度監査実施計画において、監査重点事項を次のとおり設定した。

補助金等に係る事務手続について

補助金等の執行に当たっては、会計規則、補助金交付規則等に基づき、厳正かつ効率的な執行及び適正な事務処理を行わなければならない。

平成29年度の行政監査において「県単独補助金等に係る事務手続について」をテーマとして実施したところ、交付事務の遅延等不適切な事務処理が散見された。

この行政監査結果を受け、平成30年9月11日付け財第70号、会局会第46号「補助金等の適正な事務執行について（通知）」により、各所属において、補助金等の執行に当たっては、適正な事務処理が図られるよう喚起されたところである。

そこで、補助金等に係る事務手続について、平成29年度の行政監査結果及び上記通知に基づき、各所属において適正な事務処理が行われているかを調査し、交付事務の適正化を図ることを目的として監査を実施した。

3 委員実地監査実施日

令和2年3月11日～同年8月25日

4 監査対象機関

本庁及び出先機関の140所属（本庁107所属、出先機関33所属）について実地に監査を実施した。なお、本監査結果は令和元年度（平成31年度）の組織（令和2年度組織改正前）単位での報告とする。

所 管 部 局	実 地 監 査		所 管 部 局	実 地 監 査	
	本 庁	出先機関		本 庁	出先機関
知 事 公 室	8 (8)	0 (3)	農 林 部	12 (11)	2 (3)
総 務 部	9 (9)		県土マネジメント部	11 (11)	1 (1)
地 域 振 興 部	12 (11)	3 (1)	まちづくり推進局	10 (10)	1 (3)
観 光 局	3 (3)		会 計 局	1 (1)	
福 祉 医 療 部	5 (5)	3 (5)	水 道 局	1 (1)	
医療・介護保険局	3 (3)		議 会 事 務 局	1 (1)	
医 療 政 策 局	0 (6)	1 (1)	教 育 委 員 会	10 (11)	17 (13)
こ ども ・ 女 性 局	3 (3)	1 (1)	行 政 委 員 会	3 (3)	
く ら し 創 造 部	5 (5)	1 (2)	警 察 本 部	1 (1)	2 (1)
景 観 ・ 環 境 局	3 (3)	0 (1)	合 計	1 0 7 (1 1 2)	3 3 (3 7)
産 業 ・ 雇 用 振 興 部	6 (6)	1 (2)			

5 監査の結果

(1) 部局別指摘事項等件数一覧

	指摘事項						注意事項							意見					合計	
	執行体制	予算執行	収入	支出	契約	補助金等	執行体制	予算執行	収入	支出	契約	補助金等	物 品	切 手 等	収入	支出	契約	補助金等		財 産
知事公室				3	1						2									6
総 務 部			1	1	3					1	1			1	2					10
地域振興部				2	3	1				2	2	1								11
観光局						1					1	1						1		4
福祉医療部			2	2	1	1				1	1	1	2							11
医療・介護保険局				1						1		2								4
医療政策局																				0
こども・女性局				1	1		1			1		1	1	1						7
くらし創造部				2		1						1								4
景観・環境局									1											1
産業・雇用振興部	1	1	1	2	2	1	1		1		1	1	1						1	14
農林部		1		1	2				1	1	5	3					1	2		17
県土マネジメント部					1			1		1	4									7
まちづくり推進局					1			1			1	1								4
会計局																1				1
水道局																				0
議会事務局				1																1
教育委員会	1	1	3	9	9	1	2	1		3	4	3		1						38
行政委員会																				0
警察本部	1																			1
小計	3	3	7	25	24	6	4	3	3	11	22	15	4	3	2	1	1	3	1	141
合計	68 (82)						65 (76)							8 (6)					141 (164)	

※ () 内の数字は、昨年度第1回報告（平成31年3月～令和元年8月定期監査分）の件数

※ 2つの事項に該当する監査結果については、そのうち主な事項の方で1件にまとめて掲げている。

定期監査の結果の取扱い基準

1 指摘事項

監査委員が違法不当な事項として認め、その是正又は改善を求めるもの

- ①法令等に違反するもののうち重大なもの
- ②書類の隠匿、改ざんその他故意による違反を行っているもの
- ③重大な過失又は著しい怠慢によって誤りを生じているもの
- ④著しく不経済なもの又は著しく損害が生じているもの
- ⑤著しく非効率なもの又は著しく妥当性を欠くもの
- ⑥著しく有効性を欠くもの
- ⑦誤りを生じている事項で一定額（一定数値）以上のもの
- ⑧前回の指摘又は注意事項について、是正・改善されていないもの
- ⑨上記のほか、特に指摘すべき重大な事項であると認められるもの

2 注意事項

監査委員がその事項につき、指摘の内容までには至らないが、重要と認め、その是正又は改善を要するもの

- ①過失に起因する事項等で、指摘の程度までには至らないが、是正又は改善を要するもの
- ②指摘の区分に該当する事項であるが、その原因又は経緯にやむを得ない事情があるもの、又は監査対象機関自身において誤りを発見し、かつ、速やかに是正されているもの
- ③誤りを生じている事項で、指摘事項の額、数値未満など指摘の内容には至らないが、重要なもの
- ④前回口頭指導した事項で措置、是正、又は改善されていないもののうち重要なもの

3 意見事項

監査委員が、制度の運用及び事務事業の執行方法等について、合规性、経済性、効率性、有効性の見地等から今後見直しの必要があると認めるもの

- ①合规性、経済性、効率性、有効性の見地等から検討が必要な事項
- ②改善を求める事項の発生頻度が高いもので、その発生が制度やその運用に起因している事項で制度やその運用の改善の検討が必要な事項

(2) 指摘事項等の内容別

(ア) 指摘事項 (68件)

項 目		内 容	件数	対 象 所 属
執行体制	内部統制	内部統制の更なる強化・充実について	2	産業振興総合センター、高田高等学校
		運転免許の受験資格の欠格期間を誤教示したことによる損害賠償の発生について	1	警察本部
予算執行	予算執行	支出科目の誤りにについて	3	産業振興総合センター、中央卸売市場、高取国際高等学校
収入	収入の調定	職員公舎の公舎費及び共益費の調定事務の遅延について	1	管財課
		車券発売金等の調定事務の遅延について	1	競輪場
		高等学校授業料の調定事務の遅延について	2	奈良高等学校、郡山高等学校
		土地建物貸付料の徴収不足について	1	人権・地域教育課
	収入事務	証紙収納実績の報告誤りにについて	1	長寿・福祉人材確保対策課
	未収金	生活保護費返還金等に係る未収金の不適正な事務処理について	1	中和福祉事務所
支出	支出負担行為	支出負担行為の遅延について	20	広報広聴課、政策推進課、行政経営・ファシリティマネジメント課、文化財保存課、文化資源活用課、福祉医療部企画管理室、医療保険課、精華学院、消費・生活安全課、企業立地推進課、農林部企画管理室、議会事務局、教育政策推進課、人権・地域教育課、西の京高等学校、二階堂高等学校、畝傍高等学校、西和清陵高等学校、王寺工業高等学校、吉野高等学校
	支出命令	会計書類の紛失について	2	国際課、スポーツ振興課
	資金前渡	資金前渡に係る不適切な事務処理について	1	産業振興総合センター
	その他	支出事務に係る不適切な事務処理について	1	中和福祉事務所
		通勤手当の過払いについて	1	登美ヶ丘高等学校

項 目		内 容	件数	対 象 所 属
契約	契約書	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について	20	消防救急課、人事課、管財課、情報システム課、奥大和移住・交流推進室、うだ・アニマルパーク振興室、万葉文化館、障害福祉課、こども家庭課、産業振興総合センター、競輪場、担い手・農地マネジメント課、畜産技術センター、建設業・契約管理課、中和公園事務所、学校支援課、学校教育課、奈良高等学校、高田高等学校、郡山高等学校
		支出負担行為の遅延及び契約書の作成について	1	高取国際高等学校
		業務委託契約に係る不適切な事務処理について	1	法隆寺国際高等学校
	随意契約	工事請負契約における不適切な分割発注について	2	高田高等学校、郡山高等学校
補助金等	補助金交付事務	補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について	6	文化財保存課、観光プロモーション課、長寿・福祉人材確保対策課、青少年・社会活動推進課、地域産業課、教育委員会企画管理室

(イ) 注意事項 (65件)

項 目		内 容	件数	対 象 所 属
執行体制	内部統制	内部統制の強化・充実について	4	精華学院、競輪場、法隆寺国際高等学校、高取国際高等学校
予算執行	予算執行	委託料及び賃借料の過年度支出について	1	砂防・災害対策課
		支出科目の誤りにについて	2	中和公園事務所、高田高等学校
収入	収入の調定	土地建物貸付料の徴収過大について	1	産業振興総合センター
	収入事務	証紙収納実績の報告漏れについて	1	環境政策課
		手数料の徴収に係る不適切な事務処理について	1	畜産技術センター
支出	支出負担行為	支出負担行為の遅延について	7	文化財保存事務所、民俗博物館、視覚障害者福祉センター、介護保険課、森林整備課、下水道課、保健体育課
	支出命令	公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払の遅延について	1	精華学院
	その他	通勤手当の過払いについて	2	平城高等学校、高田高等学校
		現年度歳出に係る戻入処理の誤りにについて	1	人事課
契約	契約書	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について	15	防災統括室、税務課、エネルギー・土地水資源調整課、観光プロモーション課、長寿・福祉人材確保対策課、地域産業課、マーケティング課、畜産課、農村振興課、道路建設課、道路管理課、河川課、砂防・災害対策課、教育委員会企画管理室、教職員課
		請書を徴取していない契約について	2	畜産技術センター、中和公園事務所
		単価契約における消費税の転嫁について	1	消防救急課
	その他	かい長へ委任された事務の範囲に含まれていない契約締結について	4	民俗博物館、畜産技術センター、教育研究所、高田高等学校

項 目		内 容	件数	対 象 所 属
補助金等	補 助 金 交 付 事務	補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について	12	エネルギー・土地水資源調整課、ならの観光力向上課、障害福祉課、医療保険課、介護保険課、スポーツ振興課、雇用政策課、担い手・農地マネジメント課、林業振興課、建築安全推進課、人権・地域教育課、保健体育課
		補助金等の変更承認に係る不適切な取扱いについて	1	こども家庭課
		補助金等の額の確定に係る不適切な事務処理について	1	農業水産振興課
		補助金等の交付決定等及び額の確定に係る不適切な事務処理について	1	学校教育課
物品	物品の取得、 処分	公用車の定期点検整備の不実施について	2	中和福祉事務所、競輪場
		自動車使用伺兼使用報告書の承認・確認の不備について	2	中和福祉事務所、精華学院
切手等	郵便切手の 保有	郵便切手の過大な保有について	3	税務課、女性活躍推進課、二階堂高等学校

(ウ) 意見事項 (8 件)

項 目		内 容	件数	対象所属
収入	未収金	税外未収金に係る未収金対策について	1	行政経営・ファシリティマネジメント課
		県税に係る未収金の回収について	1	税務課
支出	支出命令	会計書類の管理について	1	会計局
契約	その他	首都圏における食のアンテナショップの契約内容等の検討について	1	マーケティング課
補助金等	補助金交付事務	負担金の交付事務に係る審査等の体制のあり方について	3	ならの観光力向上課、奈良の木ブランド課、森林整備課
財産	その他	公有財産の有効活用について	1	産業振興総合センター

※ 2つの事項に該当する監査結果については、そのうち主な事項の方で1件にまとめて掲げている。

(3) 所属別

(ア) 本庁

部局名	所属名	実施日	監査結果
知事公室	秘書課	令和2年 8月7日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	広報広聴課	令和2年 8月7日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件（契約額 10,181円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）
	政策推進課	令和2年 8月7日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件（契約額合計 273,900円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅

部局名	所属名	実施日	監査結果
			延期間が1か月以上の事例が1件となっていた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)
	統計分析課	令和2年 8月7日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	国際課	令和2年 8月7日	会計書類の紛失について 令和元年度「(公財)日本国際問題研究所会費」(平成31年4月23日支出済み)に係る会計書類について、保存期間が5年と定められている支出負担行為決議書及び添付書類(請求書(写)、令和元年度事業計画書、令和元年度予算書)の紛失が認められた。 今後は、奈良県行政文書管理規則に基づき、会計書類を適正に保管、管理するよう努めるべきである。(指摘事項)
	防災統括室	令和2年 7月31日	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件(契約額合計 1,046,400円)認められた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件(契約額 981,000円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項)
	消防救急課	令和2年 7月31日	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件(契約額合計 6,171,904円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件となっていた。

部局名	所属名	実施日	監査結果
			契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件（契約額 6,076,000円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項) 単価契約における消費税の転嫁について 令和元年7月に公正取引委員会から消費税転嫁状況の調査を受け、平成26年度から令和元年度までの危険物取扱者保安講習業務委託の単価契約において、契約単価の消費税の計算方法を円未満の端数を切り捨てていたことについて、令和元年10月に消費税の転嫁を阻害する行為に当たるとして、消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号違反となる旨の指導を受けていた。 そして、その是正のために、令和元年度の危険物取扱者保安講習業務委託の単価契約について適正な額で変更契約を締結するとともに、消費税の未払額（過年度分 3,457円、令和元年度分 406円）を契約の相手方に支払っていた。 今後は、消費税転嫁対策特別措置法等に基づき、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)
	安全・安心まちづくり推進課	令和2年 7月31日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
総務部	企画管理室	令和2年 8月21日	同上
	法務文書課	令和2年 8月21日	同上
	行政経営・ファシリティマネジメント課	令和2年 8月21日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件（契約額 746,496円）認められた。 また、上記の1件の委託契約は、本来、奈良公園室の所管であり予算の再配当を受けることが必要であったが、契約締結時までには当該契約に係る予算の再配当を受けていなかった。

部局名	所属名	実施日	監査結果
			今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項) 税外未収金に係る未収金対策について 未収金対策の取組については、「税外未収金にかかる債権管理の適正化に関する指針」に基づいて全庁的に取り組んでいるところであり、未収金対策推進連絡会議のもと、積極的な情報交換や研修会を行うほか、未収金を所管する担当課に数値目標を設定させ、過年度未収金の削減や現年度未収金発生抑制について進捗管理を行うなどの取組を行っている。また、平成25年度の行政監査（税外未収金等にかかる債権管理について）の結果を踏まえ、「税外債権の管理マニュアル」「税外債権の管理マニュアル（債権整理編）」「支払督促申立の手引き」を作成するなど、未収金を所管する担当課の債権回収を支援する取組を行っている。令和元年度では、未収金を所管する担当課の支払督促申立手続等を支援するため、税外未収金の債権ごとに、回収見込の有無、債務者の所在の状況及び未収の理由等を調査し、現状及び課題の把握に努めている。 しかし、直近の決算でみると、税外未収金の残高は令和元年度末において総額で47億5,645万円と多額であり、中小企業高度化資金貸付金等で減少している一方で、育成奨学金貸付金等で増加している。 未収金の解消は財政運営上大きな課題であり、全庁的に厳正かつ適正な対応が強く求められていることから、引き続き実効性のあるきめ細かな未収金対策に取り組まれない。 (意見事項)
	人事課	令和2年 8月21日	現年度歳出に係る戻入処理の誤りについて 令和元年度の会議室使用料（1件 39,000円）について、前金払で会議室の使用前に支払いを行い、その後、やむを得ない理由により会議室の使用を取り消していたが、令和2年3月に、既に支払った使用料の返納を受けるに当たり、出納閉鎖期日前であることから、現年度歳出予算に係る戻入処理とすべきであるのに、誤って歳入の雑入として調定し受け入れていた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、歳出に係る戻入処理事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項) 支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を

部局名	所属名	実施日	監査結果
			行っていた事例が2件（契約額等合計 4,407,670円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件となっていた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件（契約額 40,150円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 （指摘事項）
	総務厚生センター	令和2年 8月21日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	財政課	令和2年 8月21日	同上
	税務課	令和2年 8月21日	県税に係る未収金の回収について 県税については、税務課及び各県税事務所において、差押を中心とした滞納処分の推進に取り組んでおり、また、市町村との連携による個人県民税の協働徴収や自動車税コールセンターの設置により、多額の未収金がある個人県民税、自動車税（令和元年10月より自動車税種別割）の徴収の強化にも努めている。このことにより、令和元年度の県税徴収率は、平成30年度に比べ0.2ポイント上昇し98.2%となり、未収金の縮減についても着実な改善が認められる。 しかし、未だ令和元年度末で約20億6,954万円の多額の未収金があり、また、徴収率は全国で低位にある。今後も税負担の公平性と財源確保の観点から、新たな未収金の発生防止に努めるとともに、引き続き効果的かつきめ細かな徴収対策の推進に努められたい。 （意見事項） 郵便切手の過大な保有について 令和元年度末の郵便切手の保有残高は129,864円となっており、年間使用額に照らして多額となっていた。 郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、使用状況を的確に把握し、その保有は必要最小限にとどめるとともに、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。 （注意事項）

部局名	所属名	実施日	監査結果
			支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件（契約額等合計 51,720,288円）認められた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち2件（契約額合計 51,522,000円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 （注意事項）
	管財課	令和2年 8月21日	職員公舎の公舎費及び共益費の調定事務の遅延について 職員公舎の入居者から徴収する公舎費及び共益費について、奈良県職員公舎管理規程により納期限は各月末日とされているのに、入居者1名に係る平成30年7月から平成31年3月分（調定額合計 233,450円）について、調定事務を失念したため、平成31年4月24日に調定を行っていて、本来納期限とすべき日を経過した後に、大幅に遅延（最長で8か月遅延）して調定及び納入の通知を行っていた。 そして、平成30年度に係る出納閉鎖期日（令和元年5月31日）までの間に納入を受けることができず、平成30年度決算では収入未済となっていた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県職員公舎管理規程に基づき、調定事務の適時適正な執行に努めるとともに、再発防止に向けた内部のチェック体制の整備に取り組むべきである。 （指摘事項） 支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が10件（契約額合計 81,130,512円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が4件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が6件となっていた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書

部局名	所属名	実施日	監査結果
			を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち6件（契約額合計 80,991,876円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 （指摘事項）
	情報システム課	令和2年 8月21日	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件（契約額合計 957,690円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件となっていた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件（契約額 542,290円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 （指摘事項）
地域振興部	企画管理室	令和2年 8月18日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	なら歴史芸術文化村整備推進室	令和2年 8月18日	同上
	市町村振振興課	令和2年 8月7日	同上
	南部東部振興課	令和2年 7月31日	同上
	奥大和移住・交流推進室	令和2年 7月31日	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、

部局名	所属名	実施日	監査結果
			予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件（契約額合計 5,680,897円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件となっていた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件（契約額 5,646,337円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 （指摘事項）
	うだ・アニマルパーク振興室	令和2年 7月13日	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件（契約額合計 552,734円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が2件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件となっていた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件（契約額 459,054円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 （指摘事項）
	エネルギー・土地水資源調整課	令和2年 7月17日	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延して支

部局名	所属名	実施日	監査結果
			出負担行為を行っていた事例が2件（契約額合計 712,800円）認められた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の2件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 （注意事項） 補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について 奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が、交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和元年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から1か月以上3か月未満遡った日付を交付決定日としていた事例が17件（交付決定額合計 666,708,000円）認められた。そして、補助事業者は、交付決定の内容及びこれに付された条件等に従い補助事業等を行わなければならないこととされているが、上記のうち2件（交付決定額合計 66,350,000円）では、県が実際に交付決定を行った日よりも前に補助対象事業である配水管の敷設等の工事業に着手していた。 また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の17件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。 さらに、平成30年度繰越事業において、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延していた事例が6件（支出負担行為額合計 260,876,000円）認められた。 今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 （注意事項）
	文化振興課	令和2年 8月17日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	文化財保存課	令和2年 8月18日	補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について 奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和元年度において、交付決定に当たり、交付決定日としていた日付が事実と大幅に相違していた事例が19件（交付決定額

部局名	所属名	実施日	監査結果
			合計 41,156,000円) 認められた。その態様の内訳は、実際に交付決定を行った日から、① 1 か月以上 3 か月未満遡った日付を交付決定日としていた事例が 12 件、② 3 か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が 7 件となっていた。そして、補助事業者等は、交付決定の内容及びこれに付された条件等に従い補助事業等を行わなければならないこととされているが、上記のうち 17 件（交付決定額合計 39,601,000円）では、県が実際に交付決定を行った日よりも前に補助対象事業である重要文化財等の修理に着手していた。 また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の 19 件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。 今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項) 支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が 1 件（契約額 67,932円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)
	文化財保存事務所	令和 2 年 8 月 18 日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の備品購入契約について、支出負担行為を行うこととされている日から 1 か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が 1 件（契約額 26,686円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項)
	文化資源活用課	令和 2 年 8 月 18 日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の備品購入契約について、支出負担行為を

部局名	所属名	実施日	監査結果
			納品後に行っていた事例が1件（契約額 33,000円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）
	教育振興課	令和2年 8月17日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
観光局	ならの観光力向上課	令和2年 7月9日	補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について 奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が、交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和元年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から1か月以上3か月未満遡った日付を交付決定日としていた事例が2件（交付決定額合計 5,526,000円）認められた。そして、補助事業者等は、交付決定の内容及びこれに付された条件等に従い補助事業等を行わなければならないこととされているが、上記の2件では、県が実際に交付決定を行った日より前に補助対象事業である整備工事等に着手していた。 また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の2件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。 今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 （注意事項） 負担金の交付事務に係る審査等の体制のあり方について 県の担当課室が補助事業者等である実行委員会等の事務局を兼ねている場合、利益相反のおそれがあるため、当該補助金等の交付事務に係る責任者及び担当職員を、実行委員会等の事務局長及び事務局員と別の者にする等、より透明性の高い審査体制とするよう努めることとされているが、吉野・高野・熊野の国事業実行委員会への負担金については、負担金の交付事務を担当する職員を、当該負担金の交付申請や交付対象事業を行う同実行委員会の事務局員と兼務させ別の者にしていなかった。 今後、負担金の交付事務の執行に当たっては、交付事務担当職員を同実行委員会の事務職員と別の者にするなど、負担金の適切な審査の確保が図られるよう、審査等の体制を整備されたい。 （意見事項）
	インバウンド・宿泊戦略室	令和2年 7月9日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められな

部局名	所属名	実施日	監査結果
			った。
	観光プロモーション課	令和2年 7月9日	補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について 奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が、交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和元年度において、交付決定に当たり、交付決定日としていた日付が事実と大幅に相違していた事例が3件（交付決定額合計 7,650,000円）認められた。その態様の内訳は、実際に交付決定を行った日から、①2か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が1件、②3か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が2件となっていた。そして、補助事業者等は、交付決定の内容及びこれに付された条件等に従い補助事業等を行わなければならないこととされているが、上記の3件では、県が実際に交付決定を行った日よりも前に補助対象事業である実行委員会の総会会場の使用料等を支出し事業に着手していた。 また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の3件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。 今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項） 支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件（契約額合計 140,090,000円）認められた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の3件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）
福祉医療部	企画管理室	令和2年 6月3日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこ

部局名	所属名	実施日	監査結果
			ととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度及び令和元年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が3件（契約額合計 223,568円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）
	地域福祉課	令和2年 6月3日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	監査指導室	令和2年 6月3日	同上
	長寿・福祉人材 確保対策課	令和2年 6月3日	証紙収納実績の報告誤りについて 消印をした収入証紙については、収入証紙収納簿に収入状況を記録し、また、証紙収納実績報告書により四半期ごとに件数、金額等の収納実績を会計局に報告することとされているが、令和元年7月分から同年9月分の喀痰吸引等関係登録手数料の実績について、収入証紙収納簿には実績額を37,500円と正しく記載していたが、証紙収納実績報告書では誤って159,000円と報告していた。その結果、証紙収入特別会計から一般会計への振替額が121,500円過大となっていた。 今後は、関係通知等に基づき証紙収納事務の適正な執行に努めるとともに、再発防止に向けた内部のチェック体制の整備に取り組むべきである。（指摘事項） 補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について 奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和元年度において、交付決定に当たり、交付決定日としていた日付が事実と大幅に相違していた事例が46件（交付決定額合計 59,754,000円）認められた。その態様の内訳は、実際に交付決定を行った日から、①1か月以上3か月未満遡った日付を交付決定日としていた事例が30件、②3か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が16件となっていた。そして、補助事業者等は、交付決定の内容及びこれに付された条件等に従い補助事業等を行わなければならないこととされているが、上記のうち22件（交付決定額合計 40,530,000円）では、県が実際に交付決定を行った日よりも前に補助対象事業である介護従事者の子育て支援のための施設内保育の運営、指定研修機関における初任者研修の開始、就労支援のための助成の受付等に着手していた。 また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制の

部局名	所属名	実施日	監査結果
			ための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の４６件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。 今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項) 支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から１か月以上３か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が３件（契約額合計 4,885,082円）認められた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第１８条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の３件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項)
	障害福祉課	令和２年 ６月３日	補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について 奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定であり、交付を決定したときは速やかに決定内容及びこれに付した条件等を書面により通知することとされている。令和元年度において、交付決定の通知に当たり、交付申請書の提出を受けた日から実際の交付決定の通知までの期間が３か月以上６か月未満経過していた事例が７件（交付決定額合計 321,544,000円）認められ、上記のうち３件では、既に補助事業が完了していた。 また、補助事業者等は、交付決定の内容及びこれに付された条件等に従い補助事業等を行わなければならないこととされているが、上記の７件では、補助金交付申請より前に事前着手届を提出させ、補助対象事業である施設整備の工事請負業者を決定し工事に着手することを承認していた。 今後は、同規則、補助金交付要綱等に基づき、補助事業者等への指導及び周知に努めるとともに、適正な事務の執行に努め、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項)

部局名	所属名	実施日	監査結果
			支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度及び令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が11件（契約額等合計 32,597,942円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が5件（うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が4件）、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が5件、③10か月以上の事例が1件となっていた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち7件（契約額合計 4,942,478円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）
医療・介護保険局	医療保険課	令和2年 6月3日	補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について 奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和元年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から2か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が1件（交付決定額 17,700,000円）認められた。そして、補助事業者等は、交付決定の内容及びこれに付された条件等に従い補助事業等を行わなければならないこととされているが、上記の1件では、県が実際に交付決定を行った日よりも前に補助対象事業である健康診査等について委託契約を医療機関等と締結し事業に着手していた。 また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の1件では交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。 今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項） 支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこ

部局名	所属名	実施日	監査結果
			ととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の備品購入契約について、納品後に支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 36,720円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）
	介護保険課	令和2年 6月3日	補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について 奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和元年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から1か月以上3か月未満遡った日付を交付決定日としていた事例が23件（交付決定額合計 543,968,000円）認められた。そして、補助事業者等は、交付決定の内容及びこれに付された条件等に従い補助事業等を行わなければならないこととされているが、上記の23件では、県が実際に交付決定を行った日より前に補助対象事業である介護サービス提供事業に着手していた。 また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の23件では交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。 今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に組み込まれたい。（注意事項） 支出負担行為の遅延について 補助金等について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、補助金等の交付決定をするときとされているが、令和元年度の補助金について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（支出負担行為額 98,400,000円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。（注意事項）
	地域包括ケア推進室	令和2年 6月3日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
こども・女性局	女性活躍推進課	令和2年 5月19日	郵便切手の過大な保有について 平成30年度末の郵便切手の保有残高は68,175円となって

部局名	所属名	実施日	監査結果
			おり、年間使用額に照らして多額となっていた。 郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、使用状況を的確に把握し、その保有は必要最小限にとどめるとともに、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。 (注意事項)
	子育て支援課	令和2年 5月19日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	こども家庭課	令和2年 5月19日	補助金等の変更承認に係る不適切な取扱いについて 平成30年度児童家庭支援センター運営事業補助金について、補助事業等に要する経費の配分の変更がある場合は、軽微な変更（20％以内の増減）を除き、補助事業者は交付変更承認申請書等を提出し、知事の変更承認を受けなければならないとされているが、補助事業者への指導及び周知が不足し、補助事業者からの変更承認申請がなかったことなどのため、経費の配分の変更があったのに、変更承認の手続を行っていない事例が1件（交付決定額 11,038,000円）認められた。 今後は、奈良県補助金等交付規則及び児童家庭支援センター運営事業補助金交付要綱等に基づき、変更申請が適切に行われるよう補助事業者への指導及び周知に努めるとともに、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項) 支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から7か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 1,308,000円）認められた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)
くらし創造部	企画管理室	令和2年 7月29日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

部局名	所属名	実施日	監査結果
	青少年・社会活動推進課	令和2年 8月18日	補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について 奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和元年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から3か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が1件（交付決定額 2,756,160円）認められた。 また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の1件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。 今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）
	スポーツ振興課	令和2年 8月18日	補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について 奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和元年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から1か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が1件（交付決定額 3,000,000円）認められた。そして、補助事業者等は、交付決定の内容及びこれに付された条件等に従い補助事業等を行わなければならないこととされているが、上記の1件では、県が実際に交付決定を行った日よりも前に補助対象事業であるスポーツキャンプ・交流促進事業に着手していた。 また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の1件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。 今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に努めたい。（注意事項） 会計書類の紛失について 平成30年度「第6回ツアー・オブ・奈良・まほろば負担金」に係る精算手続の決裁過程で、保存期間が5年と定められている精算書、支出負担行為決議書、交付申請書、実績報告書、負担金確定検査書等の会計書類の紛失が認められた。 今後は、奈良県行政文書管理規則に基づき、会計文書を適正に保管、管理するよう努めるべきである。（指摘事項）
	人権施策課	令和2年 8月18日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなか

部局名	所属名	実施日	監査結果
			った。
	消費・生活安全課	令和２年 ８月１８日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が１件（契約額 74,368円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 （指摘事項）
景観・環境局	環境政策課	令和２年 ５月２５日	証紙収納実績の報告漏れについて 消印した収入証紙については、証紙収納実績報告書により四半期ごとに件数、金額等の収納実績を会計局に報告し、また、奈良県証紙収入特別会計から一般会計の手数料へ振替するために証紙消印実績振替依頼書を会計局に提出することとされているが、平成29年度に収納した汚染土壌処理業許可申請手数料の１件（240,000円）について、誤って、平成29年度の証紙収納実績報告書に計上しておらず、また、証紙消印実績振替依頼書も平成29年度に提出していなかった。平成31年4月にその誤りに気がつき、令和元年度に上記の所要の手続きを行っていた。そのため、奈良県証紙収入特別会計から一般会計の汚染土壌処理業許可申請手数料への振替額240,000円が平成29年度の歳入でなく、令和元年度の歳入として計上されており、決算額にも影響していた。 今後は、関係通知等に基づき、証紙収納事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。 （注意事項）
	廃棄物対策課	令和２年 ５月２５日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	景観・自然環境課	令和２年 ５月２５日	同上
産業・雇用振興部	企画管理室	令和２年 ７月９日	同上
	地域産業課	令和２年 ７月９日	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約について、支出負担行為を行う

部局名	所属名	実施日	監査結果
			こととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 1,410,048円）認められた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 （注意事項） 補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について 奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和元年度において、交付決定に当たり、交付決定日としていた日付が事実と大幅に相違していた事例が19件（交付決定額合計 38,408,000円）認められた。その態様の内訳は、実際に交付決定を行った日から、①1か月以上3か月未満遡った日付を交付決定日としていた事例が7件、②3か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が12件となっていた。そして、補助事業者等は、交付決定の内容及びこれに付された条件等に従い補助事業等を行わなければならないこととされているが、上記の19件では、県が実際に交付決定を行った日より前に補助対象事業である商談会・物産展示会に係る広報等の事前準備に着手していた。 また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の19件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。 今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 （指摘事項）
	産業政策課	令和2年 7月9日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	産業振興総合センター	令和2年 3月24日	公有財産の有効活用について 産業振興総合センターが産業会館（大和高田市）に設けているビジネスインキュベーター施設は、令和元年11月30日時点で9室中2室しか入居者がおらず、平成29年度までの5年間においても利用実績は12室中2室を上回ることがなく、平成30年度においても9室中3室の利用にとどま

部局名	所属名	実施日	監査結果
			っている。産業振興総合センターでは施設の稼働率向上に向けての取組を行っているところであるが、依然として施設が十分に活用されていない状況となっている。 県有資産の有効活用の観点から、施設の稼働率向上等に向けて引き続きその対応策を検討されたい。（意見事項） 土地建物貸付料の徴収過大について 県有財産賃貸借契約書に基づき徴収する土地建物貸付料について、令和元年度分の貸付料の算定を誤ったため、徴収額が過大となっていたものが1件（徴収過大額 13,732円）認められた。 今後は、関係法令等に基づき適正な会計処理の徹底に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項） 資金前渡に係る不適切な事務処理について 資金前渡による支払に当たり、資金交付を受けた同日中に支払と精算が完了していないものについては資金の受払の発生順に資金前渡職員が備えるべき現金出納簿に内容を記入しなければならないとされているのに、令和元年度において、現金出納簿を作成していなかった。 また、平成30年度及び令和元年度の公共料金の包括資金前渡による支払に当たり、公共料金の支払専用の振替口座ごとに作成することとされている現金出納簿を作成していたものの、電話料金の支払について、記入漏れや記入誤りが少なくとも13件見受けられるなどして、このため、現金出納簿に記載していた残高が振替口座の残高と一致していなかった。また、精算金額を誤っていたり（3件）、精算が遅延していたり（4か月以上遅延していたものが1件）して、前渡資金の精算を適時適正に行っていなかった。 さらに、所長による月例検査を行っていたとしているものの、上記の事態を看過していた。 精算金額を誤っていたものについて速やかに是正を図るとともに、今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務執行に努めるべきである。（指摘事項） 支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件（契約額合計 1,062,292円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が2件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が2か月以上の事例が1件となっていた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書

部局名	所属名	実施日	監査結果
			を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件（契約額 990,000円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項) 支出科目の誤りについて 令和元年度の業務委託契約について、経費の内容の主なものが物品の買い入れであることから予算科目を需用費で支出すべきであったのに、委託料で支出していた事例が1件（契約額 181,440円）認められた。 今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出すべきである。 (指摘事項) 内部統制の更なる強化・充実について 前回の監査において、内部統制の強化・充実について注意事項とし、改善を求めたところであるが、今回の監査においても、収入事務、支出事務等について不適正な事務処理が多数認められた。 事務の執行に当たっては、関係法令、規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制を整備し、厳正に対処すべきである。 (指摘事項)
	企業立地推進課	令和2年 7月9日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の備品購入契約等について、支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が2件（契約額合計 92,000円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)
	雇用政策課	令和2年 7月9日	補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について 奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和元年度において、交付決定に当たり、1か月以上3か月未満遡った日付を交付決定日としていた事例が2件（交付決定額合計 2,244,788円）認められた。そして、補助事業者等は、交付決定の内容及びこれに付された条件等に従い補助事業等を行わなければならないこととされているが、上記のう

部局名	所属名	実施日	監査結果
			ち1件（交付決定額 2,174,000円）では、県が実際に交付決定を行った日より前に補助対象事業の労働相談等の事業に着手していた。 また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の2件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。 今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）
農林部	企画管理室	令和2年 7月30日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額 20,900円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）
	マーケティング課	令和2年 7月30日	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 968,352円）認められた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項） 首都圏における食のアンテナショップの契約内容等の検討について 県産農産品の首都圏への需要拡大の情報発信を行うことを目的とした「食」のアンテナショップとして東京都港区に設置したレストラン「ときのもり」については、県が土地・建物の賃借料（19,440千円/年）を全額負担する一方、

部局名	所属名	実施日	監査結果
			受託者が毎月のレストランの運営等による売上高の7%を負担金として県に支払うこととした運営業務委託契約を締結していた。 この負担金については、公募プロポーザル方式による受託者選定の際に、受託者が技術提案書に県への負担金として、年間売上高計画額の7%に相当する9,484,000円（事業の初年度）、10,965,000円（事業の2年度）と記載していたことから、県がこの負担金を収受することにより、上記の賃借料について実質的に県と受託者とで半分程度ずつ負担することを想定していた。 しかし、受託者は、契約期間（平成27年8月26日から令和2年3月31日）中に、年間売上高計画額を達成するには至らず、県が収受した負担金の額は、平成27年度 1,184,058円、28年度 4,089,628円（技術提案書の9,484,000円に対する割合43%）、29年度 5,156,004円（同54%）、30年度 6,042,488円（同64%）、令和元年度 5,907,660円（同62%）となっていた。 当該レストランは、既に令和2年3月末に閉店しており、今後は、令和3年夏頃に「奈良まほろば館」と統合・移転し、新たなレストラン運営を行う予定としているが、これまでの売上目標未達成の原因分析や負担金率設定等についての検証を行った上で、今後の負担金の算定方法について、売上高の一定割合とする場合には、受託者の提案内容の履行の確保を図るために、県が最低限収受する負担金の額を併せて設定するなど、契約内容を検討する必要があると認められる。 また、県が県産食材のイメージアップ、ブランド力向上をめざすアンテナショップとしての事業目標の達成、事業効果の確保を図るために、あらかじめ事業目標、効果測定指標等を定めた上で、事業の評価を的確に行い、PDCAサイクルを十分機能させる必要があると認められる。 （意見事項）
	中央卸売市場再整備推進室	令和2年 7月30日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	農業水産振興課	令和2年 7月30日	補助金等の額の確定に係る不適切な事務処理について 奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の額の確定は、県が報告書等の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に補助事業者が実施した補助事業等の成果が適合したことを認め、交付すべき補助金等の額を確定する旨の意思決定である。令和元年度において、実績報告書の提出を受けた日から額の確定を通知するまでの期間が3か月以上経過していた事例が1件（交付決定額 4,415,000円）認められた。このため、補助事業者への支払いも実績報告書を受け取った日から、3か月以上経過していた。 今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体

部局名	所属名	実施日	監査結果
			制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。 (注意事項)
	農業経済課	令和2年 7月30日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	畜産課	令和2年 7月30日	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件（契約額合計 1,160,568円）認められた。 また、業務開始日までに、当該契約に係る予算の再配当を受けていなかった。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の2件では、支出負担行為と同様に契約書の作成が遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。 (注意事項)
	担い手・農地マネジメント課	令和2年 7月30日	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の利用契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件（契約額合計 1,838,000円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件となっていた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件（契約額 1,800,000円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成が遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)

部局名	所属名	実施日	監査結果
			補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について 奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和元年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から1か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が1件（当初交付決定額 44,909,000円）認められた。そして、補助事業者等は、交付決定の内容及びこれに付された条件等に従い補助事業等を行わなければならないこととされているが、上記の1件では、県が実際に交付決定を行った日より前に補助対象事業である農地の管理業務に着手していた。 また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の1件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。 今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）
	農村振興課	令和2年 7月30日	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件（契約額合計 459,000円）認められた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の2件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）
	林業振興課	令和2年 7月29日	補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について 奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和元年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から1か月以上3か月未満遡った日付を交付決定日としていた事例が6件（交付決定額合計 7,773,000円）認められた。そして、補助事業者等は、交付決定の内容及びこれ

部局名	所属名	実施日	監査結果
			に付された条件等に従い補助事業等を行わなければならないこととされているが、上記のうち2件（交付決定額合計4,090,000円）では、県が実際に交付決定を行った日より前に補助対象事業である木材搬出用機械の借受等に着手していた。 また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の6件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。 今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 （注意事項）
	新たな森林管理体制準備室	令和2年 7月29日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	奈良の木ブランド課	令和2年 7月29日	負担金の交付事務に係る審査等の体制のあり方について 県の担当課室が補助事業者等である実行委員会等の事務局を兼ねている場合、利益相反のおそれがあるため、当該補助金等の交付事務に係る責任者及び担当職員を、実行委員会等の事務局長及び事務局員と別の者にする等、より透明性の高い審査体制とするよう努めることとされているが、令和元年度「奈良の木づかい運動」実行委員会への負担金については、負担金の交付事務を担当する職員を、当該負担金の交付申請や交付対象事業を行う同実行委員会の事務局員と兼務させ別の者にしていなかった。 今後、負担金の交付事務の執行に当たっては、交付事務担当職員を同実行委員会の事務職員と別の者にするなど、負担金の適切な審査の確保が図られるよう、審査等の体制を整備されたい。 （意見事項）
	森林整備課	令和2年 7月29日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の賃貸借契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件（契約額合計6,629,040円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 （注意事項）

部局名	所属名	実施日	監査結果
			負担金の交付事務に係る審査等の体制のあり方について 県の担当課室が補助事業者等である実行委員会等の事務局を兼ねている場合、利益相反のおそれがあるため、当該補助金等の交付事務に係る責任者及び担当職員を、実行委員会等の事務局長及び事務局員と別の者にする等、より透明性の高い審査体制とするよう努めることとされているが、令和元年度ポスト「全国豊かな海づくり」イベント実行委員会への負担金については、負担金の交付事務を担当する職員を、当該負担金の交付申請や交付対象事業を行う同実行委員会の事務局員と兼務させ別の者にしていなかった。 今後、負担金の交付事務の執行に当たっては、交付事務担当職員を同実行委員会の事務職員と別の者にするなど、負担金の適切な審査の確保が図られるよう、審査等の体制を整備されたい。 (意見事項)
県土マネジメント部	企画管理室	令和2年 7月17日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	建設業・契約管理課	令和2年 7月16日	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の使用料及び賃借料について、支出負担行為を行うこととされている日から7か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 4,485,394円）認められた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)
	用地対策課	令和2年 7月16日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	技術管理課	令和2年 7月16日	同上
	道路建設課	令和2年 7月17日	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、

部局名	所属名	実施日	監査結果
			予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件（契約額等合計 204,812,240円）認められた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件（契約額 91,839,000円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 （注意事項）
	道路環境課	令和2年 7月17日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	道路管理課	令和2年 7月17日	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件（契約額等合計 134,602,776円）認められた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件（契約額 15,188,060円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 （注意事項）
	地域交通課	令和2年 7月16日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	河川課	令和2年 7月16日	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされている

部局名	所属名	実施日	監査結果
			が、令和元年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 2,223,288円）認められた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。 （注意事項）
	砂防・災害対策課	令和2年 7月16日	委託料及び賃借料の過年度支出について 地方自治法において、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならないとされているが、平成30年度の土砂災害警戒区域等情報システムに係る保守業務委託料（1件 73,872円）及びWebサーバー賃借料（1件 19,000円）について、業務が完了し、請求書が平成30年度中に提出されていたのに、これに係る支出事務を失念したため、令和元年7月に令和元年度予算から支出していて、過年度支出となっていた。 今後は、同法に規定されている上記の会計年度独立の原則に基づき適正な事務処理に努めるとともに、複数職員による確認を十分に行うなど、内部のチェック体制の整備等を図られたい。 （注意事項） 支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の工事請負契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が6件（契約額等合計 445,591,692円）認められた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件（契約額 669,900円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。 （注意事項）

部局名	所属名	実施日	監査結果
	下水道課	令和2年 7月16日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の広告契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 11,000円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 （注意事項）
まちづくり推進局	地域デザイン推進課	令和2年 8月4日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	都市計画室	令和2年 8月4日	同上
	大宮通り新ホテル・交流拠点事業室	令和2年 8月4日	同上
	公園緑地課	令和2年 8月4日	同上
	奈良公園室	令和2年 8月4日	同上
	平城宮跡事業推進室	令和2年 8月4日	同上
	住まいまちづくり課	令和2年 8月4日	同上
	建築安全推進課	令和2年 8月4日	補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について 奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和元年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から1か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が1件（交付決定額 5,650,000円）認められた。そして、補助事業者等は、交付決定の内容及びこれに付された条件等に従い補助事業等を行わなければならないこととされて

部局名	所属名	実施日	監査結果
			いるが、上記の1件では、県が実際に交付決定を行った日より前に本件の補助対象となる補助事業者が間接補助事業者の行う間接補助事業について交付決定を行っていた。 また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の1件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。 今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項)
	県有施設営繕課	令和2年 8月4日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	営繕プロジェクト推進室	令和2年 8月4日	同上
会計局	会計局	令和2年 8月17日	会計書類の管理について スポーツ振興課の所管事業である平成30年度「第6回ツアー・オブ・奈良・まほろば負担金」に係る精算手続の決裁過程で、保存期間が5年と定められている精算書、支出負担行為決議書、交付申請書、実績報告書、負担金確定検査書等の会計書類の紛失が認められた。 6年前にも会計書類の紛失があり、会計局においては、会計局決裁後の会計書類の返却方法を変更したが、今回の事案を踏まえ、奈良県行政文書管理規則に基づき、会計書類の受払方法のより一層の改善を検討するなど、適正な管理に努められたい。 (意見事項)
水道局	水道局	令和2年 8月17日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
議会事務局	議会事務局	令和2年 8月17日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額 29,095円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)

部局名	所属名	実施日	監査結果
教育委員会	企画管理室	令和2年 8月25日	補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について 奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和元年度において、交付決定に当たり、交付決定日としていた日付が事実と大幅に相違していた事例が4件（交付決定額合計 600,000円）認められた。その態様の内訳は、実際に交付決定を行った日から、①2か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が1件、②3か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が3件となっていた。そして、補助事業者等は、交付決定の内容及びこれに付された条件等に従い補助事業等を行わなければならないこととされているが、上記のうち3件（交付決定額合計 450,000円）では、県が実際に交付決定を行った日より前に補助対象事業である研修会等を開催し、講師への謝金を支出する等の事業に着手していた。 また、補助金等の交付決定額について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の4件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。 今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項) 支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 19,140,000円）認められた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)
	教育政策推進課	令和2年 8月25日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこ

部局名	所属名	実施日	監査結果
			ととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額 547,250円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)
	福利課	令和2年 8月25日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	学校支援課	令和2年 8月25日	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が5件（契約額等合計 57,771,904円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が3件、③9か月以上の事例が1件となっていた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち2件（契約額合計 54,982,800円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)
	教職員課	令和2年 8月25日	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件（契約額等合計 2,075,268円）認められた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件（契約額 1,962,000円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。

部局名	所属名	実施日	監査結果
			今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項)
	学校教育課	令和2年 8月25日	補助金等の交付決定等及び額の確定に係る不適切な事務処理について 奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和元年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から1か月以上3か月未満遡った日付を交付決定日としていた事例が4件（交付決定額合計 7,556,000円）認められた。そして、補助事業者等は、交付決定の内容及びこれに付された条件等に従い補助事業等を行わなければならないこととされているが、上記の4件では、県が実際に交付決定を行った日より前に補助対象事業である運航委託契約等の事業に着手していた。 また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の4件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。 さらに、補助事業者等より実績報告書等の報告を受けた場合において、当該報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査することとされているが、令和元年度の補助金等について、実績報告書に添付された収支決算書に記載された内容と支出証拠書類の突合等による審査を全く行わず額の確定を行っていた事例が1件（交付決定額 500,000円）認められた。 今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項) 支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が5件（契約額合計 1,591,060円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が4件となっていた。

部局名	所属名	実施日	監査結果
			契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち4件（契約額合計 1,299,200円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)
	生徒指導支援室	令和2年 8月25日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	人権・地域教育課	令和2年 8月25日	土地建物貸付料の徴収不足について 社会教育センター貸付料の徴収について、契約書では消費税法及び消費税に関する諸法令の改定がある場合には、税額の計算の方法等改定内容を反映させた貸付料に改定しているのに、令和元年10月から令和2年9月までの賃借料を令和元年10月の消費税法改定前の貸付料のまま調定し、徴収額が277,776円不足していた。 また、令和元年10月から令和2年3月までの貸付料について、契約書で定められた納期限（令和元年10月25日）を経過した後、遅延して納入の通知を行っていた。 今後は、契約書に基づき、事務の適正な執行に努めるとともに、再発防止に向けた内部のチェック体制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項) 補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について 奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和元年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から1か月以上3か月未満遡った日付を交付決定日としていた事例が26件（交付決定額合計 35,792,000円）認められた。そして、補助事業者等は、交付決定の内容及びこれに付された条件等に従い補助事業等を行わなければならないこととされているが、上記のうち6件（交付決定額合計 9,994,000円）では、県が実際に交付決定を行った日より前に補助対象事業である協議会の開催等の事業に着手していた。 また、補助金等の交付決定額について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の26件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。 今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事

部局名	所属名	実施日	監査結果
			務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。 (注意事項) 支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額 19,008円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)
	保健体育課	令和2年 8月25日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件（支出負担行為額等合計 29,828,000円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。 (注意事項) 補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について 奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和元年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から1か月以上3か月未満遡った日付を交付決定日としていた事例が9件（交付決定額合計 15,128,000円）認められた。そして、補助事業者等は、交付決定の内容及びこれに付された条件等に従い補助事業等を行わなければならないこととされているが、上記の9件では、県が実際に交付決定を行った日より前に補助対象事業である部活動指導員の配置に着手していた。 また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の9件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。 今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組

部局名	所属名	実施日	監査結果
			まれない。 (注意事項)
	教育研究所	令和 2 年 4 月 1 5 日	かい長へ委任された事務の範囲に含まれていない契約締結について 平成30年度の物品の賃貸借契約 1 件（契約額 187, 920円）について、奈良県契約規則第 2 6 条等により教育研究所長に委任された契約締結に関する事務の範囲には含まれておらず、本来は教育委員会事務局企画管理室で契約事務を行うこととされているのに、同所長が契約締結に関する事務を行っていた。 今後は、奈良県契約規則及び関係通知に基づき、適正な契約事務の執行に努められたい。 (注意事項)
行政委員会	選挙管理委員会	令和 2 年 8 月 7 日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	監査委員事務局	令和 2 年 8 月 1 1 日	同上
	収用委員会事務局	令和 2 年 3 月 1 1 日	同上
警察本部	警察本部	令和 2 年 7 月 3 1 日	運転免許の受験資格の欠格期間を誤教示したことによる損害賠償の発生について 平成30年2月に運転免許課において、運転免許の受験資格の欠格期間を誤教示し、相手方に損害が発生したとして、令和2年3月の議会の議決を経て656, 328円の賠償金を支出していた事案が認められた。 今後は、運転免許の受験資格の欠格期間を教示する際に、慎重な確認を行った上で教示する等、再発防止に努めるべきである。 (指摘事項)

(イ) 出先機関

部局名	所属名	実施日	監査結果
地域振興部	文化会館	令和2年 8月6日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	万葉文化館	令和2年 8月6日	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が5件（契約額合計 12,470,380円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が2件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が2件、③3か月以上の事例が1件となっていた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち3件（契約額合計 12,078,980円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 （指摘事項）
	民俗博物館	令和2年 3月11日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の賃貸借契約について、支出負担行為を行うこととされている日から、1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件（支出負担行為額合計 183,504円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 （注意事項） かい長へ委任された事務の範囲に含まれていない契約締結について 平成30年度及び令和元年度の物品の賃貸借契約3件（契約額合計 1,295,476円）について、奈良県契約規則第26条等により民俗博物館長に委任された契約締結に関する事務の範囲には含まれておらず、本来は文化資源活用課で契約事務を行うこととされているのに、同館長が契約締結に関する事務を行っていた。

部局名	所属名	実施日	監査結果
			今後は、奈良県契約規則及び関係通知に基づき、適正な契約事務の執行に努められたい。 (注意事項)
福祉医療部	中和福祉事務所	令和2年 3月11日	支出事務に係る不適切な事務処理について 平成30年度の委託料及び扶助費について、本来公費で負担すべきであるのに、職員が平成30年10月から平成31年4月までの間に、私費で支払っていた事例が3件（合計額 47,888円）認められた。 今後は、支出事務の適正な執行に努めるとともに、再発防止のため、事務処理におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項) 生活保護費返還金等に係る未収金の不適正な事務処理について 生活保護費返還金等の未収金の債権管理に当たり、戻入未納金、本人支払額及び特別障害者手当返納金等の未収金（令和元年10月31日時点で574件 計 11,086,370円）について、債権管理を適切に行うために必要となる債権管理簿を作成しておらず、また、平成30年度において、平成28年度以前に発生した債権の一部について、催告書を送付していないなど、未収金の債権管理が適正に行われていない事態が見受けられた。 今後は、税外未収金に係る債権管理の適正化に関する指針に基づき債権管理簿の整備を行い、適切な債権管理に努めるとともに、定期的な納付指導を行い、未収金の回収に努めるべきである。 (指摘事項) 自動車使用伺兼使用報告書の承認・確認の不備について 自動車の使用に当たっては、自動車使用伺兼使用報告書により、所属長の使用承認を受け、使用后その使用状況を所属長に報告することとされているが、平成30年4月から令和元年10月までの間の使用（9台分 使用回数合計 3,583回）について、所属長による使用承認、使用報告の確認が全く行われていなかった。 今後は、自動車の管理及び使用に関する規則に基づき、適正な事務処理に努められたい。 (注意事項) 公用車の定期点検整備の不実施について 公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、平成30年度において、公用車5台について定期点検整備を実施していなかった。 定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。 (注意事項)

部局名	所属名	実施日	監査結果
	吉野福祉事務所	令和2年 3月23日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	視覚障害者福祉センター	令和2年 3月23日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の賃貸借契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が4件（支出負担行為額合計 1,338,558円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）
医療政策局	薬事研究センター	令和2年 4月16日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
こども・女性局	精華学院	令和2年 3月24日	公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払の遅延について 公用車の継続車検受検に係る自動車損害賠償責任保険料について、受検日の後に支出していた事例が1件（保険料 25,830円）認められた。 自動車損害賠償責任保険料の後払いは、業者に対し保険会社等への立替払を強いることとなるため、今後、保険料の支出については適時適正に処理されたい。（注意事項） 支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額 69,768円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項） 自動車使用伺兼使用報告書の承認・確認の不備について 自動車の使用に当たっては、自動車使用伺兼使用報告書により、所属長の使用承認を受け、使用后その使用状況を所属長に報告することとされているが、平成31年4月から令和元年10月末までの間の使用（3台分、使用回数合計 273回）について、所属長による使用承認、使用報告の確認が全く行われていなかった。 今後は、自動車の管理及び使用に関する規則に基づき、

部局名	所属名	実施日	監査結果
			適正な事務処理に努められたい。(注意事項) 内部統制の強化・充実について 今回の監査において、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。 事務の執行に当たっては、関係法令、規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項)
くらし創造部	食品衛生検査所	令和2年 4月15日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
産業・雇用振興部	競輪場	令和2年 8月19日	車券発売金等の調定事務の遅延について 令和元年度の車券発売金等について、売上金額等を確認したとき、速やかに調定すべきであるのに、調定の時期が1か月から5か月遅延していた事例が193件（調定額合計 13,010,124,900円）認められた。 また、施設賃貸料について、奈良県公有財産規則で定められた納期限を経過した後（最長で12か月経過）に、遅延して納入の通知を行っていた事例が4件（調定額合計 274,584円）認められた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県公有財産規則に基づき、調定事務の適時適正な執行に努めるとともに、再発防止に向けた内部のチェック体制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項) 支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の賃貸借契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が2件（契約額合計 36,043,000円）認められた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の2件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項) 公用車の定期点検整備の不実施について 公用車の定期点検整備については、道路運送車両法によ

部局名	所属名	実施日	監査結果
			り自動車の使用者に定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和元年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。 定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。 (注意事項) 内部統制の強化・充実について 今回の監査において、調定事務等について、不適正な事務処理が散見された。 事務の執行に当たっては、関係法令、規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項)
農林部	中央卸売市場	令和2年 4月15日	支出科目の誤りについて 令和元年度の歩行者横断防止柵の設置工事の契約について、経費の性質が工事請負代金であることから予算科目を工事請負費で支出すべきであったのに、需用費で支出していた事例が1件（契約額 785,000円）認められた。今後は、奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出すべきである。 (指摘事項)
	畜産技術センター	令和2年 4月16日	手数料の徴収に係る不適切な事務処理について 家畜人工授精施術料について、奈良県収入証紙条例等で奈良県収入証紙により徴収すると定められておらず、本来は現金により徴収すべきであるのに、平成30年度及び令和元年度において、収入証紙により徴収していた事例が178件（合計額 605,280円）認められた。 今後は、奈良県収入証紙条例等に基づき、手数料の徴収事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項) 支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が4件（契約額合計 280,314円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が2件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が2件となっていた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書

部局名	所属名	実施日	監査結果
			を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち2件（契約額合計 214,082円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項) かい長へ委任された事務の範囲に含まれていない契約締結について 平成30年度及び令和元年度の委託契約4件（契約額合計 44,640,000円）について、奈良県契約規則第26条等により畜産技術センター所長に委任された契約締結に関する事務の範囲には含まれておらず、本来は畜産課で契約事務を行うこととされているのに、同センター所長が契約締結に関する事務を行っていた。 今後は、奈良県契約規則及び関係通知に基づき、適正な契約事務の執行に努められたい。 (注意事項) 請書を徴取していない契約について 契約の締結に当たっては、契約書の作成を省略できる場合でも、建設工事の請負契約以外で契約金額が100万円未満50万円以上の契約においては、契約内容について誓約させる意味を有する請書を契約の相手方から徴することとされているが、平成30年度及び令和元年度の契約金額が100万円未満50万円以上の修繕工事の契約について、請書を徴していなかった事例が2件（契約額合計 1,321,012円）認められた。 今後は、奈良県契約規則及び会計局通知に基づき、契約事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まされたい。 (注意事項)
県土マネジメント部	ヘリポート管理事務所	令和2年 3月24日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
まちづくり推進局	中和公園事務所	令和2年 4月21日	支出科目の誤りについて 令和元年度の保険契約について、経費の性質が保険料であることから予算科目を役務費で支出すべきであったのに、需用費で支出していた事例が1件（契約額 24,720円）認められた。 今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。 (注意事項) 支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、

部局名	所属名	実施日	監査結果
			予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度及び令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が5件（契約額合計 23,975,380円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が3件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②2か月以上の事例が1件、③3か月以上の事例が1件となっていた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち4件（契約額合計 23,774,807円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 （指摘事項） 請書を徴取していない契約について 契約の締結に当たっては、契約書の作成を省略できる場合でも、建設工事の請負契約以外で契約金額が100万円未満50万円以上の契約においては、契約内容について誓約させる意味を有する請書を契約の相手方から徴することとされているが、令和元年度の契約金額が100万円未満50万円以上の修繕工事の契約について、請書を徴していなかった事例が3件（契約額合計 1,753,540円）認められた。 今後は、奈良県契約規則及び会計局通知に基づき、契約事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 （注意事項）
教育委員会	奈良高等学校	令和2年 5月29日	高等学校授業料の調定事務の遅延について 平成30年度及び令和元年度の高等学校授業料について、奈良県立高等学校授業料、通信教育受講料及び入学科徴収事務取扱要綱で定められた納期限を経過した後に、遅延して納入の通知を行っていた事例が3件（1名分 調定額合計 118,800円）認められた。また、うち2件については本来所属する会計年度を経過した後に調定を行っていた。 今後は、奈良県立学校における授業料等に関する条例及び同要綱に基づき、調定事務の適正な執行に努めるとともに、再発防止に向けた内部のチェック体制の整備に取り組むべきである。 （指摘事項） 支出負担行為及び契約書作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、

部局名	所属名	実施日	監査結果
			予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の工事請負契約等について、支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が2件（契約額合計 1,282,500円）認められた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件（契約額 1,239,840円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 また、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時までに当該契約に係る予算の令達を受けていなかった事例が、上記のうち1件（契約額 42,660円）認められた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）
	西の京高等学校	令和2年 5月11日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額 49,940円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）
	平城高等学校	令和2年 5月29日	通勤手当の過払いについて 通勤手当の支給について、通勤経路の認定を誤ったため、過払いとなっていた事例が1件（過支給額 27,250円）認められた。 今後は、一般職の職員の給与に関する条例等に基づき、適正な認定事務の執行に努められたい。（注意事項）
	高円高等学校	令和2年 5月14日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	登美ヶ丘高等学校	令和2年 5月29日	通勤手当の過払いについて 通勤手当の支給について、通勤経路の認定を誤ったため、過払いとなっていた事例が1件（過支給額 118,000円）認められた。 今後は、一般職の職員の給与に関する条例等に基づき、適正な認定事務の執行に努めるべきである。（指摘事項）

部局名	所属名	実施日	監査結果
	高田高等学校	令和2年 5月18日	通勤手当の過払いについて 通勤手当の支給について、通勤経路の認定を誤ったため、過払いとなっていた事例が1件（過支給額 54,000円）認められた。 今後は、一般職の職員の給与に関する条例等に基づき、適正な認定事務の執行に努められたい。（注意事項） 支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度及び令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が10件（契約額合計 5,157,618円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が7件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が2件、③3か月以上の事例が1件となっていた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち2件（契約額合計 2,330,200円）では支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項） かい長へ委任された事務の範囲に含まれていない契約締結について 令和元年度の物品の賃貸借契約2件（当初契約額合計 1,763,424円）について、奈良県契約規則第26条等により高田高等学校長に委任された契約締結に関する事務の範囲には含まれておらず、本来は学校支援課で契約事務を行うこととされているのに、同校長が契約締結に関する事務を行っていた。 今後は、奈良県契約規則及び関係通知に基づき、適正な契約事務の執行に努められたい。（注意事項） 工事請負契約における不適切な分割発注について 前回の監査において、工事請負契約における不適切な分割発注について指摘事項とし、改善を求めたところであるが、令和元年度の工事請負契約においても、工事場所が隣接し同種工事で契約日が同一であることなどから、密接に関連していて一体的発注が妥当と考えられ、競争入札に付すべき工事を2件に分割し、分割した各工事の予定価格が

部局名	所属名	実施日	監査結果
			随意契約によることができる上限額 250 万円をそれぞれ下回るとして、随意契約により契約を行っていた事例が 2 件（契約額合計 2,629,800円）認められた。 また、隣接してはいないが、校内の同種工事で契約日、工期が同一で、一体的発注が可能ではないかと思われる工事が、他にも 4 件（契約額合計 7,592,400円）認められた。 今後は、地方自治法、同施行令、奈良県契約規則等に基づき、事前に十分な調査、検討を行い、契約事務の適正な執行に努めるべきである。（指摘事項） 支出科目の誤りについて 令和元年度の書庫の鍵の解錠契約について、経費の性質が手数料であることから予算科目を役務費で支出すべきであったのに、需用費で支出していた事例が 1 件（契約額 10,800円）認められた。今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。（注意事項） 内部統制の更なる強化・充実について 前回の監査において、内部統制の強化・充実について注意事項とし、改善を求めたところであるが、今回の監査においても、収入事務、支出事務等について不適正な事務処理が多数認められた。 事務の執行に当たっては、関係法令、規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制を整備し、厳正に対処すべきである。（指摘事項）
	郡山高等学校	令和 2 年 5 月 14 日	高等学校授業料の調定事務の遅延について 令和元年度第 2 期の高等学校授業料について、奈良県立高等学校授業料、通信教育受講料及び入学料徴収事務取扱要綱で定められた納期限（第 2 期 9 月 25 日）が経過した後に、遅延して納入の通知を行っていた事例が 4 件（314 名分 調定額合計 12,434,400円）認められた。 今後は、奈良県立学校における授業料等に関する条例及び同要綱に基づき、調定事務の適正な執行に努めるとともに、再発防止に向けた内部のチェック体制の整備に取り組むべきである。（指摘事項） 支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の工事請負契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が 2 件（契約額合計 4,974,480円）認められた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第 18 条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされてい

部局名	所属名	実施日	監査結果
			るが、上記の２件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項) 工事請負契約における不適切な分割発注について 令和元年度の工事請負契約について、工事内容、工期等からみて密接に関連していて一体的発注が妥当と考えられ、競争入札に付すべき工事を複数件に分割し、分割した各工事の予定価格が随意契約によることができる上限額２５０万円をそれぞれ下回るとして、随意契約により契約を行っていた事例が３件（契約額合計 ７,２９９,７２０円）認められた。 今後は、地方自治法、同施行令、奈良県契約規則に基づき、事前に十分に検討を行い、契約事務の適正な執行に努めるべきである。 (指摘事項)
	二階堂高等学校	令和２年 ４月２１日	郵便切手の過大な保有について 平成３０年度末の郵便切手の保有残高は５４,６８９円となっており、年間使用額に照らして多額となっていた。 郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、使用状況を的確に把握し、その保有は必要最小限にとどめるとともに、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。 (注意事項) 支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が１件（契約額 ４３,３６２円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)
	橿原高等学校	令和２年 ５月１１日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	畝傍高等学校	令和２年 ５月２６日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約について、支出負担行為を行う

部局名	所属名	実施日	監査結果
			こととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件（契約額等合計 1,026,254円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が2件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件となっていた。 また、上記の3件について特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時までには当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 （指摘事項）
	香芝高等学校	令和2年 5月14日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	西和清陵高等学校	令和2年 5月26日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額 38,880円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 （指摘事項）
	法隆寺国際高等学校	令和2年 8月11日	業務委託契約に係る不適切な事務処理について 産業廃棄物の運搬処理業務委託契約について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令の定めにより契約金額の多寡にかかわらず契約書の作成を行わなければならないとされているのに、平成30年度の当該契約について、契約書を作成せず、請書により業務委託を行っていた（契約額 169,560円）。 今後は、同法及び同法施行令に基づき、契約の締結及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるべきである。 （指摘事項） 内部統制の強化・充実について 今回の監査において、支出事務、収入事務等について、不適正な事務処理が散見された。 事務の執行に当たっては、関係法令、規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 （注意事項）

部局名	所属名	実施日	監査結果
	高取国際高等学校	令和2年 8月11日	支出負担行為の遅延及び契約書の作成について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件（契約額合計 3,520,840円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が2件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件であった。 また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、上記のうち2件（契約額合計 3,506,800円）では、それを行わないまま契約書を作成していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 （指摘事項） 支出科目の誤りについて 令和元年度の業務委託契約について、経費の性質が手数料であることから予算科目を役務費で支出すべきであったのに、委託料で支出していた事例が3件（契約額合計 104,000円）認められた。今後は奈良県予算規則等に従い、適正な予算科目で支出すべきである。 （指摘事項） 内部統制の強化・充実について 今回の監査において、支出事務、収入事務等について、不適正な事務処理が散見された。 事務の執行に当たっては、関係法令、規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 （注意事項）
	王寺工業高等学校	令和2年 4月21日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が2件（契約額合計 83,592円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 （指摘事項）
	吉野高等学校	令和2年 5月26日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこ

部局名	所属名	実施日	監査結果
			ととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が2件（契約額合計 352,600円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）
	奈良東養護学校	令和2年 8月19日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
警察本部	奈良警察署	令和2年 5月18日	同上
	五條警察署	令和2年 5月18日	同上

(ウ) 参照資料

別表 1-1 補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について

(単位：件、円)

所属名	補助金等の交付決定の日付を遡及していたもの		左記のうち支出負担行為の日付を遡及していたもの	
			態様の内訳の件数	
	件数	交付決定額	1 か月以上 3 か月未満遡及	3 か月以上遡及
エネルギー・土地水資源調整課	17	666,708,000	17	
文化財保存課	19	41,156,000	12	7
ならの観光力向上課	2	5,526,000	2	
観光プロモーション課	3	7,650,000	1	2
長寿・福祉人材確保対策課	46	59,754,000	30	16
医療保険課	1	17,700,000	1	
介護保険課	23	543,968,000	23	
青少年・社会活動推進課	1	2,756,160		1
スポーツ振興課	1	3,000,000	1	
地域産業課	19	38,408,000	7	12
雇用政策課	2	2,244,788	2	
担い手・農地マネジメント課	1	44,909,000	1	
林業振興課	6	7,773,000	6	
建築安全推進課	1	5,650,000	1	
教育委員会企画管理室	4	600,000	1	3
学校教育課	4	7,556,000	4	
人権・地域教育課	26	35,792,000	26	
保健体育課	9	15,128,000	9	
18 所属 計	185	1,506,278,948	144	41

別表 1-2 補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について

(単位：件、円)

所属名	交付申請書の提出を受けた日から実際の交付決定の通知までに大幅に期間が経過していたもの		
	件数	交付決定額	3 か月以上 6 か月未満経過
障害福祉課	7	321,544,000	7
1 所属 計	7	321,544,000	7

別表 1-3 補助金等の変更承認に係る不適切な取扱いについて

(単位：件、円)

所属名	変更承認が必要であったのに変更承認の手続を行っていなかったもの	
	件数	交付決定額
こども家庭課	1	11,038,000
1 所属 計	1	11,038,000

別表 1－4 補助金等の額の確定に係る不適切な事務処理について

(単位：件、円)

所属名	実績報告書の提出を受けた日から額の確定を通知するまでに大幅に期間が経過していたもの		
	件数	交付決定額	3 か月以上 6 か月未満経過
農業水産振興課	1	4,415,000	1
1 所属 計	1	4,415,000	1

別表 1－5 補助金等の額の確定に係る不適切な事務処理について

(単位：件、円)

所属名	実績報告書に添付された収支決算書に記載された内容と支出証拠書類の突合等による審査を全く行わずに額の確定を行っていたもの	
	件数	交付決定額
学校教育課	1	500,000
1 所属 計	1	500,000

別表 2－1 支出負担行為の遅延について

(単位：件、円)

所属名	支出負担行為の遅延						令達・再配当未済	
	件数	契約金額等	態様の内訳の件数					
			業務完了後	左のうちに会計年度終了後	1月以上3月未満遅延	3月以上遅延	件数	契約金額
広報広聴課	1	10,181	1					
政策推進課	2	273,900	1		1			
行政経営・ファシリティマネジメント課	1	746,496	1				1	746,496
文化財保存課	1	67,932	1					
文化財保存事務所	1	26,686			1			
文化資源活用課	1	33,000	1					
福祉医療部企画管理室	3	223,568	3					
医療保険課	1	36,720	1					
介護保険課	1	98,400,000			1			
消費・生活安全課	1	74,368	1					
企業立地推進課	2	92,000	2					
農林部企画管理室	1	20,900	1					
森林整備課	2	6,629,040			2			
下水道課	1	11,000			1			
議会事務局	1	29,095	1					
教育政策推進課	1	547,250	1					
人権・地域教育課	1	19,008	1					
保健体育課	3	29,828,000			3			
民俗博物館	2	183,504			2			
視覚障害者福祉センター	4	1,338,558			4			
精華学院	1	69,768	1					
西の京高等学校	1	49,940	1					
二階堂高等学校	1	43,362	1					
畝傍高等学校	3	1,026,254	2		1		3	1,026,254
西和清陵高等学校	1	38,880	1					
王寺工業高等学校	2	83,592	2					
吉野高等学校	2	352,600	2					
27所属計	42	140,255,602	26	0	16	0	4	1,772,750

別表２－２ 支出負担行為及び契約書の作成の遅延について

(単位：件、円)

所属名	支出負担行為の遅延						契約書の作成		令達・再配当未済	
	件数	契約金額等	態様の内訳の件数							
			業務完了後	左のうち 会計年度 終了後	1月以上 3月未満 遅延	3月以上 遅延	遅延			
							件数	契約金額	件数	契約金額
防災統括室	2	1,046,400			2		1	981,000		
消防救急課	2	6,171,904	1		1		1	6,076,000		
人事課	2	4,407,670	1		1		1	40,150		
税務課	3	51,720,288			3		2	51,522,000		
管財課	10	81,130,512	4		6		6	80,991,876		
情報システム課	2	957,690	1		1		1	542,290		
奥大和移住・交流推進室	2	5,680,897	1		1		1	5,646,337		
うだ・アニマルパーク振興室	2	552,734	1		1		1	459,054		
エネルギー・土地水資源調整課	2	712,800			2		2	712,800		
観光プロモーション課	3	140,090,000			3		3	140,090,000		
長寿・福祉人材確保対策課	3	4,885,082			3		3	4,885,082		
障害福祉課	11	32,597,942	5	4	5	1	7	4,942,478		
こども家庭課	1	1,308,000				1	1	1,308,000		
地域産業課	1	1,410,048			1		1	1,410,048		
産業振興総合センター	3	1,062,292	2		1		1	990,000		
マーケティング課	1	968,352			1		1	968,352		
畜産課	2	1,160,568			2		2	1,160,568	2	1,160,568
担い手・農地マネジメント課	2	1,838,000	1		1		1	1,800,000		
農村振興課	2	459,000			2		2	459,000		
建設業・契約管理課	1	4,485,394				1	1	4,485,394		
道路建設課	2	204,812,240			2		1	91,839,000		
道路管理課	3	134,602,776			3		1	15,188,060		
河川課	1	2,223,288			1		1	2,223,288		
砂防・災害対策課	6	445,591,692			6		1	669,900		
教育委員会企画管理室	1	19,140,000			1		1	19,140,000		
学校支援課	5	57,771,904	1		3	1	2	54,982,800		
教職員課	2	2,075,268			2		1	1,962,000		
学校教育課	5	1,591,060	1		4		4	1,299,200		
万葉文化館	5	12,470,380	2		2	1	3	12,078,980		
競輪場	2	36,043,000	2				2	36,043,000		
畜産技術センター	4	280,314	2		2		2	214,082		
中和公園事務所	5	23,975,380	3		1	1	4	23,774,807		
奈良高等学校	2	1,282,500	2				1	1,239,840	1	42,660
高田高等学校	10	5,157,618	7		2	1	2	2,330,200		
郡山高等学校	2	4,974,480	2				2	4,974,480		
35所属 計	112	1,294,637,473	39	4	66	7	67	577,430,066	3	1,203,228

別表２－３ 支出負担行為の遅延及び契約書の作成について

(単位：件、円)

所属名	支出負担行為の遅延						契約書の作成		令達未済	
	件数	契約金額等	態様の内訳の件数							
			業務 完了後	左のうち 会計年度 終了後	1月以上 3月未満 遅延	3月以上 遅延	支出負担行為を行わず に契約書を作成			
							件数	契約金額	件数	契約金額
高取国際高等学校	3	3,520,840	2		1		2	3,506,800		
1 所 属 計	3	3,520,840	2	0	1	0	2	3,506,800	0	0

第2 財政的援助団体等監査

1 監査の実施方針

県が資本金（基本金等）の4分の1以上を出資している法人については、出資目的に沿って適正に運営されているか、事業が出資目的に沿って適正かつ効果的に行われているか、県が補助金等の財政的援助を与えている団体については、補助金等の交付目的に沿って効率的、効果的に事業が実施されているか、指定管理者による公の施設の管理については、協定書等に従い適正にかつ効率的、効果的に行われているかなどに着眼して、それぞれ監査を実施した。

2 監査実施状況（単位：団体）

出資団体	財政的援助団体	指定管理者	合計
4	1	1	6

※県が資本金（基本金等）の4分の1以上を出資している法人（出資団体）であって、かつ、県が補助金等の財政的援助を与えているものについては、出資団体に分類した。

3 監査の結果

（1）指摘事項等件数

指摘事項	注意事項	意見事項	合計
1	0	0	1

（2）指摘事項等の内容別

項目	内容	件数	対象団体
支出	金銭出納帳の未作成について	1	奈良マラソン実行委員会

4 監査実施団体の概要及び監査の結果

団体名	奈良県土地開発公社	実施年月日	令和2年8月19日
-----	-----------	-------	-----------

(1) 団体設立の目的

公共用地・公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより地域の秩序ある開発整備と県民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(2) 県の財政的援助等の状況

- ア 基本財産10,000,000円は、全額県の出資
イ 当該法人の債務について県が債務保証を行っており、令和元年度末における債務保証の対象となる負債の残高は、8,366,122,211円

(3) 財務の状況

貸借対照表

令和2年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	12,144,685,581	流動負債	9,605,754,956
現金及び預金	2,371,856,444	未払金	1,213,517,295
事業未収金	12,321,829	短期借入金	8,366,122,211
代行用地	9,586,657,989	未払費用	23,210,383
完成土地等	140,186,489	預り金	757,702
代替地	33,643,400	前受金	500,000
前払費用	19,430	前受収益	1,647,365
固定資産	869,357,739	固定負債	508,896
有形固定資産	459,260,816		
投資その他の資産	410,096,923		
		負債合計	9,606,263,852
		資本金	10,000,000
		基本財産	10,000,000
		準備金	3,397,779,468
		前期繰越準備金	3,474,838,704
		当期純損失	△ 77,059,236
		資本合計	3,407,779,468
合 計	13,014,043,320	合 計	13,014,043,320

損 益 計 算 書

自 平成31年4月1日

至 令和2年3月31日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
事業原価	5,748,894,699	事業収益	5,748,006,192
公有地取得事業原価	5,690,407,943	公有地取得事業収益	5,681,305,012
土地造成事業原価	53,096,661	土地造成事業収益	44,259,780
附帯等事業原価	4,758,695	附帯等事業収益	21,810,000
あっせん等事業原価	631,400	あっせん等事業収益	631,400
販売費及び一般管理費	80,975,476	事業外収益	5,284,647
事業外費用	912,236	受取利息	475,958
特別損失	1	有価証券利息	4,101,549
		雑収益	707,140
		特別利益	432,337
		当期純損失	77,059,236
合 計	5,830,782,412	合 計	5,830,782,412

(4) 監査の結果

県が出資を行ったものに係る出納その他の事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

団体名	奈良県道路公社	実施年月日	令和2年8月19日
-----	---------	-------	-----------

(1) 団体設立の目的

有料道路の新設、維持管理等を行うことにより地域の幹線道路の整備促進と県民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的とする。(平成31年4月1日以降清算業務を実施中)

(2) 県の財政的援助等の状況

ア 基本金20,329,411,000円は、全額県の出資

イ 当該法人の債務について県が債務保証を行っており、令和元年度末における債務保証の対象となる負債の残高は、0円

(3) 財務の状況

清算貸借対照表

令和2年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	31,860,620,936	流動負債	3,215,377,560
預金	30,877,135,091	未払金	3,215,333,805
未収金	983,485,845	短期借入金	0
固定資産	173,602,003	未払費用	0
事業資産	0	預り金	43,755
道路	0	固定負債	0
有形固定資産	173,602,003	長期借入金	0
建物	0	特別法上の引当金等	8,489,434,379
機械及び装置	707,991	道路事業損失補てん引当金	8,489,434,379
車両及び運搬具	1,506,000	償還準備金	0
工具・器具及び備品	0		
土地	173,191,689	(負債合計)	11,704,811,939
有形固定資産減価償却累計額	△ 1,803,677	基本金	20,329,411,000
		奈良県出資金	20,329,411,000
		(資本合計)	20,329,411,000
合 計	32,034,222,939	合 計	32,034,222,939

清算損益計算書

自 平成31年4月1日

至 令和2年3月31日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
業務管理費	514,433,523	業務収入	2,000
道路管理費	514,433,523	業務雑収入	2,000
一般管理費	102,111,088	受託業務収入	506,785,401
受託業務損	506,785,401	業務外収入	3,972,137,185
諸減価償却費	391,348	利息収入	0
有形固定資産減価償却費	391,348	雑益	13,026,064
諸引当損	0	道路事業損失補てん	3,959,111,121
道路事業損失補てん引当損	0	引当金取崩益	
業務外費用	3,355,203,226		
支払利息	8,110		
雑損	33,717,116		
公課費	3,321,478,000		
合 計	4,478,924,586	合 計	4,478,924,586

(4) 監査の結果

県が出資を行ったものに係る出納その他の事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

団体名	公益財団法人 奈良県生活衛生営業指導センター	実施年月日	令和2年8月6日
-----	---------------------------	-------	----------

(1) 団体設立の目的

奈良県における生活衛生関係営業（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第2条第1項各号に掲げる営業）の経営の健全化を通じて、その衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的とする。

(2) 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本財産 4,100,000円のうち2,000,000円（48.8%）が県の出捐

(イ) 令和元年度の県の補助金は、次のとおりである。

奈良県生活衛生関係営業対策事業補助金	16,510,000円
奈良県生活衛生関係適正営業促進事業補助金	888,000円

(3) 財務の状況

貸借対照表

令和2年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 正 味 財 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	6,008,375	流動負債	318,273
現金預金	6,008,375	未払金	283,861
		預り金	34,412
固定資産	4,200,002	負債合計	318,273
基本財産	4,100,000	正味財産	9,890,104
その他固定資産	100,002	指定正味財産	4,100,000
		一般正味財産	5,790,104
合 計	10,208,377	合 計	10,208,377

正味財産増減計算書

自 平成31年4月1日

至 令和2年3月31日

(単位：円)

収 益		費 用	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常収益	20,827,517	経常費用	20,802,469
基本財産運用益	290	事業費	20,349,709
受取補助金	17,398,000	管理費	452,760
事業収益	2,527,751		
受取寄付金	800,000		
雑収益	101,476		
合 計	20,827,517	合 計	20,802,469
		一般正味財産増減額	25,048

(4) 監査の結果

出資等に係る出納、その他の事務の執行については、その目的に沿っておおむね適正に処理されていると認められた。

団体名	一般財団法人 奈良県健康づくり財団	実施年月日	令和2年8月6日
-----	----------------------	-------	----------

(1) 団体設立の目的

奈良県民の総合的な健康づくりと保健並びに地域医療の推進を図るとともに、がんに関する知識の普及啓発に努め、公衆衛生の向上、地域社会の健全な発展に寄与することを目的とし、次の事業を行う。

- ・ 疾病の予防及び早期発見に必要な各種健康診断の実施
- ・ 健康相談及び保健指導の実施
- ・ 各種がん検診の実施
- ・ がんに関する知識の普及啓発に関すること
- ・ 公益財団法人日本対がん協会と連携して行うがん征圧のための活動
- ・ 奈良県健康づくりセンターの管理運営
- ・ その他この法人の目的達成に必要な事業

(2) 県の財政的援助等の状況

基本財産13,500,000円のうち、5,000,000円（37.0%）が県の出捐

(3) 財務の状況

貸 借 対 照 表

令和2年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 正 味 財 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	814,862,626	流動負債	83,336,088
現金預金	743,315,984	未払金	31,445,922
未収金	71,546,642	預り金	3,441,966
		未払税金	48,448,200
固定資産	169,029,759	負債合計	83,336,088
建物付属設備	32,073,923		
車両運搬具	24,582,211	正味財産	900,556,297
什器備品	33,988,825	一般正味財産	900,556,297
積立保険等	64,884,800		
基本財産	13,500,000		
合 計	983,892,385	合 計	983,892,385

正味財産増減計算書

自 平成31年4月1日

至 令和2年3月31日

(単位：円)

収 益		費 用	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常収益	887,100,731	経常費用	817,401,554
健診収入	878,429,928	事業費	790,355,563
寄付金収入	742,006	管理費	27,045,991
その他収入	7,928,797		
合 計	887,100,731	合 計	817,401,554
		一般正味財産増減額	69,699,177

(4) 監査の結果

出資等に係る出納、その他の事務の執行については、その目的に沿っておおむね適正に処理されていると認められた。

団体名	奈良マラソン実行委員会	実施年月日	令和2年8月11日
-----	-------------	-------	-----------

(1) 補助金を交付した団体の目的

奈良マラソンを円滑に開催するために、必要な事業を推進することを目的とする。

(2) 県の財政的援助等の状況

平成30年度の県の補助金等は、73,000,000円である。

(3) 監査の結果

金銭出納帳の未作成について（指摘事項）

奈良マラソン実行委員会会計規程第5条では、実行委員会の会計を処理するため、金銭出納帳を備えることとしており、平成29年度は71件1,183,157円、平成30年度は56件964,457円を現金により支払っているのに、金銭出納帳を作成していなかった。

今後は、奈良マラソン実行委員会会計規程に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、チェック体制の充実を図り、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。

団体名	指定管理者 株式会社東急コミュニティー	実施年月日	令和2年3月23日
-----	------------------------	-------	-----------

(1) 公の施設の指定管理の状況

ア 公の施設名

小泉・天理・橿原・坊城・纏向・西小泉・南和・秋津・吉野県営住宅

イ 指定管理業務の主な内容

5 県営住宅（小泉・天理・橿原・坊城・纏向（駐車場を除く））及び 4 県営住宅（西小泉・南和・秋津・吉野）の駐車場に係る次の業務

- ・入居者の公募、入居・退去の手続に関する業務
- ・駐車場の管理に関する業務
- ・入居者への指導・連絡に関する業務
- ・家賃、駐車場使用料等の収納に関する業務
- ・施設の維持修繕に関する業務
- ・施設の保守管理に関する業務

ウ 指定期間 平成27年4月1日～令和2年3月31日

エ 指定管理委託料 130,333,572円（平成30年度）

(2) 監査の結果

公の施設の管理委託に係る出納、その他の事務の執行については、その目的に沿っておおむね適正に処理されていると認められた。